

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成26年9月

岡山市人事委員会



岡 人 委 第 128 号
平成 26 年 9 月 25 日

岡山市議会議長 則武 宣弘 様
岡 山 市 長 大森 雅夫 様

岡山市人事委員会

委員長 中 野 惇

本委員会は、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、職員の
給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せてその改定について別紙第 2 のと
おり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請しま
す。

目 次

別紙第1 報告	1
1 勧告の意義	1
2 職員給与の状況	1
3 民間給与等の状況	2
(1) 職種別民間給与実態調査	2
(2) 調査の実施結果	3
4 職員給与と民間給与との比較	5
(1) 比較方法	5
(2) 月例給	5
(3) 特別給	5
5 物価及び生計費	6
(1) 物価指数	6
(2) 標準生計費	6
6 人事院の給与等に関する報告及び勧告の概要	7
7 むすび	11
(1) 本年の給与の改定	11
(2) その他給与に関する諸課題	12
(3) 人事管理に関する諸課題	14
8 おわりに	20

別紙第2 勧告	21
---------	----

参考資料	(参考資料頁)
1 職員給与関係	1
2 民間給与関係	31
3 生計費関係	49
4 労働経済関係	51

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、昨年 9 月、議会及び市長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その後も引き続き、本市職員の給与の実態、市内民間事業所従業員の給与等の勤務条件及びその他諸情勢について絶えず調査研究を行い、公正かつ中立な立場から、職員の給与等の勤務条件について検討を重ねてきた。

その結果について、次のとおり報告する。

1 勧告の意義

人事委員会の勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものである。

これは、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが求められる中で、民間企業とは異なり、その給与等は市場原理による決定が困難であること、公務が円滑に遂行されるためには社会一般の情勢に適応した適正な給与等の確保が必要であることなどから、労使交渉等を経てその時々の経済・雇用情勢を反映して決定される民間事業所の従業員の給与等に準拠することによって、職員の給与等を定めることが、最も合理的であり、職員の理解と納得とともに、広く市民の理解が得られる方法であると考えられるからである。

2 職員給与の状況

本委員会は、本年 4 月 1 日を調査期日として、本市職員の給与の実態を把握するため「平成 26 年職員給与実態調査」を実施した。

調査の対象となった職員の総数は、4,391 人であった。このうち行政職給料表適用者(3,969 人)から、消防職員や保育士等の福祉職に相当する職員と平成 26 年 4 月の採用者のうち新規学卒者等を除いた公民給与比較対象職員は、2,656 人であり、これらの給与等の状況は次表に示すとおりである。

第1表 職員の給与等の状況

項 目		職員給与実態調査 対象職員	うち 公民給与比較対象職員
人 数		4,391 人	2,656 人
平均年齢		42.4 歳	44.8 歳
平均経歴年数		20.5 年	22.6 年
学 歴 構 成	大 学 卒	64.6%	71.6%
	短 大 卒	16.3%	6.1%
	高 校 卒	17.9%	20.3%
	中 学 卒	1.2%	2.0%
平 均 給 与 月 額	給 料	336,412 円	353,584 円
	扶 養 手 当	10,082 円	11,789 円
	地 域 手 当	10,626 円	11,217 円
	住 居 手 当	6,824 円	6,365 円
	管理職手当	11,919 円	15,456 円
	単身赴任手当	73 円	113 円
	初任給調整手当	219 円	0 円
	合 計	376,155 円	398,524 円

(参考資料 1 職員給与関係 第 1 表(P4) 参照)

3 民間給与等の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の市内の 351 の民間事業所から、人事院において無作為抽出された 132 事業所を対象に、人事院、岡山県人事委員会等と共同で「平成 26 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務と類似すると認められる事務・技術関係の職務に従事する者等について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等についての詳細な実地調査を行った。

また、民間企業における給与改定の状況や定期昇給の実施状況、諸手当の支給状況等についても事業所単位で調査を行った。

調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解と協力を得て、91.7%（調査実人員 4,375 人）と極めて高い水準となっており、調査結果は

広く市内民間事業所の給与等の状況を反映したものとなっている。

(参考資料 2 民間給与関係 (P32) 参照)

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

① 初任給の状況

事務・技術関係職種における新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給が据置きになっている事業所は、大学卒で 82.0% (昨年 91.1%)、高校卒で 80.0% (同 87.6%) となっており、それぞれ昨年に比べ 9.1 ポイント、7.6 ポイント減少している。一方、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で 16.2% (同 8.9%)、高校卒で 20.0% (同 12.4%) であり、それぞれ昨年に比べ 7.3 ポイント、7.6 ポイント増加している。

また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で 191,787 円 (同 191,702 円)、高校卒で 161,743 円 (同 159,914 円) となっている。

第2表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	項目 新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	43.7	(16.2)	(82.0)	(1.8)	56.3
高校卒	9.5	(20.0)	(80.0)	(0.0)	90.5

(注) ()内は、採用がある事業所を 100 とした割合である。

第3表 民間における学歴別初任給

職種	学歴	大学卒	短大卒	高校卒
新卒事務員・技術者		191,787 円	174,169 円	161,743 円

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

備考 本市職員の場合、行政職の初任給(地域手当を含む。)は、大学卒 183,985 円、短大卒 160,215 円、高校卒 148,690 円である。

② 給与改定の状況

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は34.2%（昨年7.8%）となっており、昨年と比べて26.4ポイント増加している。ベースアップを中止した事業所の割合は9.1%（同10.2%）であり、ベースダウンを行った事業所はなかった。

第4表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係員	34.2	9.1	0.0	56.6
課長級	28.0	11.2	0.0	60.8

（注） ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は90.0%（昨年85.4%）となっており、このうち昇給額について、昨年と比べて増額になっている事業所の割合は23.9%（同20.3%）と昨年と比べて3.6ポイント増加している。一方、減額になっている事業所の割合は5.1%（同5.5%）、定期昇給を中止した事業所の割合は3.8%（同2.2%）となっている。なお、昇給額が昨年と比べて変化がなかった事業所の割合は61.0%（同59.6%）であった。

第5表 民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

役職段階 \ 項目	定期昇給制度あり					定期昇給中止	定期昇給制度なし
	定期昇給実施	定期昇給実施					
		増額	減額	変化なし			
係員	93.7	90.0	23.9	5.1	61.0	3.8	6.3
課長級	87.6	83.8	21.9	5.9	56.0	3.8	12.4

（注） 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

4 職員給与と民間給与との比較

(1) 比較方法

月例給の公民の比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては事務職員及び技術職員、民間においては公務の事務職員及び技術職員に類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層を同じくする者同士を対比させ、精密な比較を行うものである。

月例給の水準比較に当たっては、個々の本市職員に地域の民間給与額を支給したと仮定すれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度の差があるかを算出するラスパイレス方式をとっている。

(参考資料 2 民間給与関係 第25表(P48) 参照)

(2) 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員と民間における本年4月分の諸手当を含む給与額を対比させ、精密に比較を行った。

その結果、次表に示すとおり、本市職員の給与が、民間給与を1人当たり平均1,332円(0.33%)下回っていた。

第6表 職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	公民給与の較差 (A)-(B) [$[(A)-(B)]/(B) \times 100$]
399,856 円	398,524 円	1,332 円 (0.33%)

(注) 民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(3) 特別給

職種別民間給与実態調査の結果によると、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給割合は、次表に示すとおり所定内給与月額4.12月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(3.95月)が、民間事業所の特別給を0.17月分下回っていた。

第7表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A1)	340,178 円
	上半期(A2)	342,891 円
特別給の支給額	下半期(B1)	686,249 円
	上半期(B2)	720,238 円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.02 月分
	上半期(B2/A2)	2.10 月分
	年 間	4.12 月分

(注) 「下半期」とは平成 25 年 8 月から平成 26 年 1 月まで、「上半期」とは同年 2 月から 7 月までの期間をいう。

5 物価及び生計費

(1) 物価指数

総務省統計局による本年 4 月の消費者物価指数は、昨年 4 月と比べて全国で 3.4%の増加、岡山市で 3.0%の増加となっている。

(参考資料 4 労働経済関係 第 27 表(P52,53) 参照)

(2) 標準生計費

本委員会が総務省統計局による家計調査を基礎に算定した本年 4 月における本市の 2 人世帯、3 人世帯及び 4 人世帯の標準生計費は、それぞれ 184,490 円、199,980 円及び 215,480 円となっている。

(参考資料 3 生計費関係 第 26 表(P50) 参照)

6 人事院の給与等に関する報告及び勧告の概要

人事院は、本年 8 月 7 日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与等に関する報告及び勧告を行い、併せて人事管理に関する報告を行った。その概要は次のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに 7 年ぶりの引上げ

- ① 民間給与との較差(0.27%)を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.15 月分)、勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分

俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直し

- ① 地域の民間給与水準を踏まえて俸給表の水準を平均 2% 引下げ
 - ② 地域手当の見直し(級地区分等の見直し、新データによる支給地域の指定見直し)
 - ③ 職務や勤務実績に応じた給与配分(広域異動手当、単身赴任手当の引上げ等)
- * 平成 27 年 4 月から 3 年間で実施。俸給引下げには 3 年間の経過措置。段階的实施に必要な原資確保のため、平成 27 年 1 月の昇給を 1 号俸抑制

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差等に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約 12,400 民間事業所の約 50 万人の個人別給与を実地調査(完了率 88.1%)

* 民間の組織形態の変化に対応するため、本年から基幹となる役職段階(部長、課長、係長、係員)の間に位置付けられる従業員の個人別給与等を把握し官民の給与比較の対象に追加

<月例給> 公務と民間の 4 月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○ 民間給与との較差 1,090 円 0.27%

[行政職(一)・・・現行給与 408,472 円 平均年齢 43.5 歳]

[俸給 988 円 はね返し分(注) 102 円]

(注) 俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.12 月(公務の支給月数 3.95 月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

改定率 平均 0.3% 世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて改定

初任給 民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,000円引上げ

② **その他の俸給表** 行政職(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

(2) **初任給調整手当**

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し改定

(3) **通勤手当**

交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引上げ

(4) **寒冷地手当**

新たな気象データ(メッシュ平年値2010)に基づき、支給地域を見直し

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 3.95月分→4.10月分

勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
26年度	期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)
	勤勉手当	0.675月(支給済み)	0.825月(現行0.675月)
27年度以降	期末手当	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.75月	0.75月

【実施時期等】

- ・月例給：俸給表、初任給調整手当及び通勤手当は平成26年4月1日
寒冷地手当は平成27年4月1日(所要の経過措置)
- ・ボーナス：法律の公布日

III 給与制度の総合的見直し

次のような課題に対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを勧告

- 民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直し
- 官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準の見直し
- 公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直し

1 地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し

【俸給表等の見直し】

- ① **行政職俸給表(一)** 民間賃金水準の低い12県を一つのグループとした場合の官民較差と全国の較差との率の差(2.18ポイント(平成24年~26年の平均値))を踏まえ、俸給表水準を平均2%引下げ。1級(全号俸)及び2級の初任給に係る号俸は引下げなし。3級以上の級の高位号俸は50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大4%程度引下げ。40歳台や50歳台前半層の勤務実績に応じた昇給機会の確保の観点から5級・6級に号俸を増設
- ② **指定職俸給表** 行政職(一)の平均改定率と同程度の引下げ改定
- ③ **①及び②以外の俸給表** 行政職(一)との均衡を基本とし、各俸給表における50歳台後半層の在職実態等にも留意しつつ引下げ。医療職(一)については引下げなし。公安職等について号俸を増設
- ④ **その他** 委員、顧問、参与等の手当の改定、55歳超職員(行政職(一)6級相当以上)の俸給等の1.5%減額支給措置の廃止等

【地域手当の見直し】

- ① **級地区分・支給割合** 級地区分を1区分増設。俸給表水準の引下げに合わせ支給割合を見直し
1級地20%、2級地16%、3級地15%、4級地12%、5級地10%、6級地6%、7級地3%
* 賃金指数93.0以上の地域を支給地域とすることを基本(現行は95.0以上)
* 1級地(東京都特別区)の支給割合は現行の給与水準を上回らない範囲内(全国同一水準の行政サービスの提供、円滑な人事管理の要請等を踏まえると地域間給与の調整には一定の限界)
- ② **支給地域** 「賃金構造基本統計調査」(平成15年~24年)のデータに基づき見直し(級地区分の変更は上下とも1段階まで)

- ③ 特例 1 級地以外の最高支給割合が 16%となることに伴い、大規模空港区域内の官署に在勤する職員に対する支給割合の上限（現行 15%）、医師に対する支給割合（同）をそれぞれ 16%に改定

2 職務や勤務実績に応じた給与配分

- (1) 広域異動手当 円滑な異動及び適切な人材配置の確保のため、広域的な異動を行う職員の給与水準を確保。異動前後の官署間の距離区分に応じて、300km 以上は 10%（現行 6%）、60km 以上 300km 未満は 5%（現行 3%）に引上げ
- (2) 単身赴任手当 公務が民間を下回っている状況等を踏まえ、基礎額（現行 23,000 円）を 7,000 円引上げ。加算額（現行年間 9 回の帰宅回数相当）を年間 12 回相当の額に引上げ、遠距離異動に伴う経済的負担の実情等を踏まえ、交通距離の区分を 2 区分増設
- (3) 本府省業務調整手当 本府省における人材確保のため、係長級は基準となる俸給月額額の 6%相当額（現行 4%）、係員級は 4%相当額（現行 2%）に引上げ
- (4) 管理職員特別勤務手当 管理監督職員が平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている実態。災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午前 0 時から午前 5 時までの間）に勤務した場合、勤務 1 回につき 6,000 円を超えない範囲内の額を支給
- (5) その他 人事評価結果を反映した昇給効果の在り方については、今後の人事評価の運用状況等を踏まえつつ引き続き検討。技能・労務関係職種の給与については、今後もその在職実態や民間の給与等の状況を注視

3 実施時期等

- 俸給表は平成 27 年 4 月 1 日に切替え
- 地域手当の支給割合は段階的に引上げ、その他の措置も平成 30 年 4 月までに計画的に実施
- 激変緩和のための経過措置（3 年間の現給保障）
- 見直し初年度の改正原資を得るため平成 27 年 1 月 1 日の昇給を 1 号俸抑制

IV 雇用と年金の接続及び再任用職員の給与

○ 雇用と年金の接続

- ・ 公務の再任用は短時間が約 7 割、補完的な業務を担当することが一般的
- ・ 平成 28 年度に年金支給開始年齢が 62 歳に引き上げられ、再任用希望者が増加する見込み。職員の能力・経験の公務外での活用、業務運営や定員配置の柔軟化による公務内での職員の活用、60 歳前からの退職管理を含む人事管理の見直しを進めていく必要
- ・ 本院としても引き続き、再任用の運用状況や問題点の把握に努めるとともに、民間企業における継続雇用等の実情、定年前も含めた人事管理全体の状況等を詳細に把握し、意見の申出（平成 23 年）を踏まえ、雇用と年金の接続のため適切な制度が整備されるよう積極的に取組

○ 再任用職員の給与

- ・ 転居を伴う異動をする職員の増加と民間の支給状況を踏まえ再任用職員に単身赴任手当を支給 [実施時期：平成 27 年 4 月 1 日]
- ・ 本年初めて公的年金が全く支給されない民間の再雇用者の個人別給与額を把握。今後もその動向を注視するとともに、各府省の今後の再任用制度の運用状況を踏まえ、再任用職員の給与の在り方について必要な検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

1 国家公務員法等の改正事項に関する人事院の取組

(1) 国家公務員法等の改正

- ・ 内閣総理大臣は、新たに幹部職員人事の一元管理、幹部候補育成課程、機構及び定員に関する事務等を行うこととなり、従来から行っていた事務も併せて担う組織として、内閣人事局を設置
- ・ 人事院は、引き続き、人事行政の公正の確保及び労働基本権制約の代償機能を担う
- ・ 今後は、それぞれが担う機能を十全に発揮し、所掌する制度を適切に運用していくことが重要

(2) 改正事項に関する人事院の取組の方向性

- ・ 幹部職員人事の一元管理について、公正確保の観点から意見を述べるなどの対応を行う
- ・ 任用、採用試験及び研修について、人事行政の公正の確保に絶えず留意しつつ、引き続き所掌することとされた事務を適切に実施
- ・ 級別定数の設定・改定等について、人事院が労使双方の意見を聴取して作成した設定・改定案を意見として提出すること等により、労働基本権制約の代償機能を的確に果たす

2 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度の運用の改善の取組への必要な協力を行うとともに、評価者向け研修等の実施を通じ、各府省の人材育成を支援。評価結果の任免、給与等への適切な活用を各府省に要請

3 女性の採用・登用の拡大と両立支援の推進

(1) 女性の採用の拡大に向けた取組

より多くの優秀な女性が試験を受験するよう、誘致活動の強化及び総合職試験の内容等の見直し

(2) 女性職員の登用にに向けた研修の拡充等の取組

地方機関の女性職員を対象とする研修を拡充するなど、女性職員の登用にに向けた研修を充実

(3) 育児・介護のための両立支援策の検討

- ・ 育児について、職員の具体的なニーズ、民間企業における両立支援策の措置状況等を精査しながら、育児時間等の在り方について検討
- ・ 介護について、セミナー等を開催し、必要な情報の提供や職員の具体的なニーズの把握を行う
- ・ 在宅勤務等のテレワークについて、利用する職員の勤務時間管理の在り方等について検討

(4) 男性職員の育児休業等両立支援制度の利用促進

各府省に対して男性職員に育児休業等の両立支援制度の活用を促すよう要請するとともに、意識啓発のためのセミナーを開催

4 勤務環境の整備

(1) 長時間労働慣行の見直し

民間企業における取組状況や超過勤務が生ずる要因等に関する職員の意識について調査を行い、より実効性のある超過勤務の縮減策について検討

(2) ハラスメント防止対策

- ・ セクハラ防止研修の実施徹底や受講促進、苦情相談体制の整備等の措置を一層充実していく必要
- ・ 民間企業のパワハラ防止の取組等を参考にハンドブックを作成し配布するなど意識啓発を促進

(3) 心の健康づくりの推進

職員が円滑に職場復帰できるよう、試し出勤等の活用を促す。心の不調者の発生を未然に防ぐ観点から、eラーニング教材を作成し配布するとともに、職場環境改善の取組を推進

(4) 非常勤職員の勤務環境の整備

採用後一定期間継続勤務した後の夏季における弾力的な年次休暇付与について所要の措置を講じる

5 平成27年度採用試験等の見直し

総合職試験における外部英語試験の活用及び試験日程の後ろ倒しの円滑な実施に向けて準備を推進

6 研修の充実

より効果的な研修を実施すべく、新たな研修技法の開発やカリキュラム作成等に取り組む

7 むすび

(1) 本年の給与改定

職員の給与の決定に係る基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。本委員会が行った本年の職種別民間給与実態調査によると、新規学卒者の初任給を増額した事業所、ベースアップを実施した事業所、定期昇給が昨年より増額となった事業所の割合が、それぞれ昨年に比べて増加している。

また、国においては、月例給及び特別給について7年ぶりの引上げ勧告を行うとともに、平成27年4月から俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しについて勧告がなされたところである。

本市においては、既に述べたとおり、月例給については、本年4月時点で職員給与と民間給与を比較した結果、本市職員の給与が民間給与を1,332円(0.33%)下回っていた。

また、特別給については、本市職員の支給月数(3.95月分)が昨年8月から本年7月までの1年間における民間の支給割合(4.12月分)を0.17月分下回っていた。

公民給与に解消すべき一定の較差が生じた場合、月例給については、給料表を改定することを基本にしつつ、較差の大きさや改定の効果を勘案した上で、職員の実態に応じ、諸手当の改定を含め較差の解消を行うこととしている。

これらの状況を総合的に勘案した結果、本委員会は、次の措置を行う必要があると考える。

① 月例給

月例給については、職員の給与が民間給与を1,332円(0.33%)下回っていたことから、較差の大きさ等を考慮して、給料表の引上げ改定を行うことが必要である。

行政職給料表の改定については、本年の人事院勧告における改定の趣旨と民間の初任給の状況等を勘案し、1級の初任給基準となる号給を2,000円程度引き上げ、若年層に重点を置いた改定を行うことが適当である。

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を考慮した改定を行うことが必要である。

なお、医療職給料表(1)及び医療職給料表(1)適用者等に対する初任給調整手当については、医師の処遇の確保及び人事管理上の必要性から、国と

の均衡を保ってきたところであり、改定に当たっては、国との均衡を考慮することが適当である。

② 特別給

特別給については、民間の支給割合と本市職員の支給月数との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き上げ、4.10月分とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を参考に勤勉手当へ配分することとする。

本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、平成27年度以降については、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

この結果、本年12月期及び平成27年6月期以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数は次表のとおりとなる。

第8表 期末手当・勤勉手当の支給月数 (単位：月分)

区 分		平成 26 年	平成 27 年度以降		
		12 月期	6 月期	12 月期	年間計
一般の職員	期末手当	1.375	1.225	1.375	2.6
	勤勉手当	0.825	0.75	0.75	1.5
	計	2.2	1.975	2.125	4.1
再任用職員	期末手当	0.8	0.65	0.8	1.45
	勤勉手当	0.375	0.35	0.35	0.7
	計	1.175	1.0	1.15	2.15

③ 改定の実施時期

①の月例給については、本年4月時点での比較に基づき職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することとする。

②の特別給については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施することとする。

(2) その他給与に関する諸課題

① 給与制度の総合的見直し

本年、人事院において、国家公務員については地域間の給与配分と世代

間の給与配分の見直しとして、俸給表水準を平均 2%引き下げの中で高齢層職員が多く在職する号俸を最大で 4%引き下げ、併せて地域手当の支給地域や支給割合を見直し、職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しとして、単身赴任手当等の諸手当の見直し等を行う給与制度の総合的見直しについての勧告がなされたところである。

地方公務員については、本年 5 月に総務省において「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」が設置され、8 月には中間取りまとめとして地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する基本的方向性が示されたところであり、本市の給与制度においても、国や他都市の動向等を注視しつつ、検討していく必要がある。

② 高齢層職員の給与制度のあり方

国においては、50 歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度の見直しがなされている。本市における昇給・昇格制度については、他都市の動向も注視しつつ、本市の実態を踏まえ、検討していく必要がある。

また、本市においては、平成 18 年の給与構造改革のほか、平成 20 年に当時の国と同じ給料表を導入するなどの給与制度の改正を行ってきたところである。その際に、制度改正に伴う激変緩和のため、経過措置がそれぞれ設けられている。円滑な制度移行を目的に措置された経過措置ではあるが、措置されてから相当の期間が経過しても経過措置適用者が依然として存在しており、完全な制度移行がなされていない状況である。国においては既に経過措置が廃止されているところであり、他都市の状況等も踏まえ、本市においても廃止に向けた検討が必要である。

③ 諸手当

本市における給与制度については、①で既に述べたとおり、国や他都市の動向等を注視しつつ検討していく必要があるとしたところであり、地域手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当について検討していく必要がある。

交通用具使用者に係る通勤手当について、本年、人事院は手当月額を引き上げる勧告を行ったところであるが、本市の職種別民間給与実態調査の結果を距離段階別で見ると、均衡している距離区分があるものの民間を上回っている状況もある。また、本市における通勤手当制度は、国の制度と

手当月額や一部の距離区分が異なっている。国との制度の相違、他都市や市内民間事業所の状況、本市の実態等を踏まえた検討が必要である。

④ 再任用職員の給与等

本年、人事院は、転居を伴う異動をする職員の増加と民間の支給状況を踏まえ、平成 27 年度から再任用職員に単身赴任手当を支給することとし、再任用職員の給与水準については、今後もその動向を注視するとともに、再任用制度の運用状況等を踏まえ必要な検討を行うとしている。

本委員会が昨年実施した職種別民間給与実態調査の結果では、定年前の従業員に単身赴任手当を支給する事業所においては、再雇用者に対しても単身赴任手当を支給する事業所が大半であった。再任用職員に対する単身赴任手当の支給については、国や他都市の動向を注視しつつ、本市の実態を考慮したうえで検討する必要がある。

また、公的年金が全く支給されないこととなる 60 歳の再雇用者の 4 月分の給与額について、本年の職種別民間給与実態調査で初めて調査したところであるが、本市においては、調査データが少なく一定の指標となる結果を得るまでに至らなかった。再任用職員の給与水準に関しては、今後も引き続き、国や他都市、民間の動向等を注視し、必要な検討を行うこととする。

(3) 人事管理に関する諸課題

① 人材の確保・育成

自治体を取り巻く環境は、人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、地方分権の進展など大きく変化している。このような中において、行政ニーズはますます複雑・高度化、多様化しており、各自治体は自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開していかなければならず、それぞれの自治体の果たす役割は非常に重要となっている。また、限られた資源で施策・事業の効果を最大限に発揮するとともに、より質の高い行政サービスを持続的に提供していくことが求められている。本市においては、安全・安心で持続可能な都市づくりを進めるため、都市ビジョンに基づく施策・事業を着実に推進していかなければならない。そのためには、強い使命感と高い倫理観を持ち、人材育成ビジョンに掲げる環境の変化に的確に対応し、市民のために市民視点で考え、行動する人材の確保・育成が喫緊の課題である。

人材の確保に関しては、職員採用試験の受験者確保のための取組として、市の広報紙・ホームページや就職情報サイトへの職員採用情報の掲載、職員募集ガイドの作成、職員採用説明会の開催、合同就職セミナーへの参加、学校・養成校等への訪問などを行っている。今年度においては技術職、衛生監視等職務ガイドを新たに作成し、市の業務に対して高い意欲を持つ受験希望者に加えて、就職先を検討している新たな受験層に対しても、本市職員の業務内容や魅力の発信を行うなど、広報活動の充実に努めているところである。引き続き、取組の内容の充実と機会の拡大を図り、試験実施手法の検証と改善など多様で有為な人材確保のための取組を更に進めていく必要がある。

人材育成に関しては、個々の職員及び組織の能力の向上等を図るため、実践の場となる職場の環境づくりを進めるとともに、人事管理と職員研修が有機的かつ効果的に連携していくことが必要である。また、女性職員の登用、職域の拡大を積極的に進めていくに当たっては、将来を見据えた女性職員の育成が不可欠であり、今年度は「女性が輝く！岡山市戦略研修」など、政策立案過程や職場マネジメントにおいて能力が最大限発揮されるよう、キャリア形成支援を目的とした取組が行われているところである。さらに、組織の効率的な運営及び職員が働きやすい職場環境づくりにおける管理職員の職場マネジメントの重要性はますます高まっていることから、管理職員に対する職場マネジメント能力の向上を支援する研修の継続的な実施が求められる。

人事評価制度については、「岡山市人事評価実施要綱」が改定され、所属長である課長級以上の職員を対象にマネジメントチェック及び一次評価者による面接を新たに導入し、管理職員のマネジメント力、部下職員のモチベーションと制度に対する信頼性の向上等が図られている。引き続き、本年5月の地方公務員法改正の趣旨を踏まえたうえで、検証と検討を行い、その公正・公平性、信頼性、透明性などを高めながら、適切な人事配置や効果的な人材育成など人事管理の基礎として活用を図っていくことが必要である。

これらの取組により、職員の士気の高揚と能力の向上、組織の活性化、公務能率の向上を図り、より一層質の高い行政サービスの持続的な提供につなげていくことが必要である。

公務員は、全体の奉仕者として、厳正な服務規律を保ちながら公共のために勤務するものであり、公務の内外を問わず高い倫理観が求められてい

る。また、公務の運営に当たっては、職員に対する市民の信頼はなくてはならないものであり、いったん失われた市民からの信頼の回復には、長い時間と不断の努力が必要となる。

職員においては、一人ひとりが岡山市職員であるという自覚と誇りを持ち、高い倫理観と強い使命感を保ちながら、公務に全力を尽くすことが求められる。任命権者においては、採用時から各段階における研修等の実施や職員の意識改革、職場環境づくりなど不祥事防止のための取組に引き続き努めていくことが肝要である。

② 女性職員の登用

一人ひとりの職員が男女を問わずその意欲と能力を最大限に発揮することによって、多様な経験や価値観、新たな発想を取り入れた施策を立案・実行していくことは、複雑・高度化、多様化する行政ニーズへの対応に必要であるとともに、男女共同参画社会の推進の観点からも極めて重要である。

本市は、「岡山市特定事業主行動計画（後期編）」において、平成 26 年度末までに管理職員（課長相当職以上）のうち女性が占める割合を 8%とする数値目標を掲げ、性別による固定的な職務分担の観念を払拭し、女性職員の職域や職務の拡大を進めてきた。

本年度の人事配置においては、女性職員の職域や職務のより一層の拡大とキャリア形成に配慮し、積極的な女性職員の登用が図られた。その結果、本年の管理職員に占める女性職員の割合は 6.5%となり、昨年度の 5.7%（病院局を除く。）からは 0.8 ポイントの増加となった。

また、本市における女性職員の在職状況を見てみると、行政職給料表適用者においては他の年齢層と比較して 30 歳台後半から 40 歳台前半層にかけて最も多くなっており、その大半が主任級と副主査級という実態があることから、今後の管理職員への登用が期待される女性職員の層は厚みを増していると言える。

女性職員の登用拡大を図っていくためには、キャリアアップへの意欲向上と意識改革、将来の管理職を担う女性職員の育成、所属長等の意識・姿勢の改革、ワーク・ライフ・バランスの推進など、継続的な取組が重要である。男女が共に職務に対するやりがいと誇りを保ちながら公務を担っていくという観点から、性別、職種にとらわれない能力・実績評価に基づく任用を基本としつつ、女性職員の育成と登用を長期的な視点に立って、総

合的に推進していく必要がある。

③ 仕事と家庭の両立支援

職員一人ひとりが、出産や子育て、家族の介護等、それぞれのライフイベントと仕事を両立させながら、安心して働き続けることができる環境を整備していくことは、組織の活力や公務能率の維持・向上のためにも重要な課題である。

本市が策定している「岡山市特定事業主行動計画（後期編）」においては、男性職員の育児参加の促進を重点のひとつに置き、「子育て支援ガイド」を配布するなど、促進に向けた取組を進めているが、男性職員の育児参加の指標は、依然として低い状況にある。適時に子育て支援に関する様々な制度を紹介するなど、より一層、制度の積極的な活用に向けた取組に努め、両立支援制度が利用しやすくなるように働きかけていく必要がある。

任命権者においては、引き続き、両立支援制度の周知とともに当該制度が活用しやすい勤務環境の整備に努め、男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現しやすい職場の雰囲気づくりや性別による固定的な役割分担意識の解消を図るなど、職員及び職場の意識改革を進めていくことが重要である。また、次世代育成支援対策推進法の改正を踏まえ、新たな特定事業主行動計画において両立支援制度の浸透を図っていくことが望まれる。

④ 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の心身の健康の保持と増進、公務能率の向上、ワーク・ライフ・バランスの推進といった観点からも重要な課題である。

本市においては、ノー残業デーの徹底や週休日の振替制度、勤務時間の割振り変更制度等の活用に加え、サービス残業はあってはならないという認識のうえでの時間外勤務の事前命令及び事後確認の徹底など、時間外勤務の縮減に向けた様々な取組が行われているところである。

しかしながら、政令指定都市に移行した平成 21 年度以降は減少傾向にあった職員 1 人あたりの平均時間外勤務時間数は、平成 24 年度以降は若干増加傾向となっている。また、依然として長時間にわたる時間外勤務も見受けられるところである。

任命権者においては、過重労働職員に対する適切な対策を講じつつ、事務の効率化・簡素化をはじめとする事務事業の見直しや人員の適正な配置

を行うなど、時間外勤務、総実勤務時間の縮減に向けた取組を引き続き推進していくことが必要である。

管理職員においては、職員の業務内容や勤務状況を常に把握して適正な業務配分を行うなど、職場全体の適切なマネジメントに努めることが重要である。さらに、職員一人ひとりが担当業務の的確な進捗管理を図り、主体的に勤務時間内の事務効率の向上に努めることが必要である。

⑤ 職員の健康の保持と職場環境の整備

職員が心身ともに健康を保持し、職員一人ひとりが高い士気を持ってその能力を十分に発揮し職務に専念することは、公務能率の向上や市民への質の高いサービスの提供のために不可欠である。その一方で、行政ニーズの複雑・高度化、多様化や公務を取り巻く環境の変化に伴い、職員のストレス要因は増大していることから、職員が心身ともに健康で職務に専念できる環境を整えることは事業主の重要な責務である。

平成 21 年度以降、本市における長期病休者のうち、その原因がメンタルヘルスの不調によるものは、多少の増減はあるものの約 5 割を占め、依然として高い水準で推移している。

こうした状況を踏まえ、メンタルヘルス対策については、労働安全衛生法の改正に伴い、職員の心理的な負担の程度を把握するためのストレスチェックが義務付けられたところであり、引き続き効果的な取組が求められる。既に実施されているメンタルヘルス研修等によりセルフケア・ラインケアに関する職員の意識を高めた上で、心の健康増進予防対策（1 次予防）、早期発見と早期対応（2 次予防）、円滑な職場復帰と再発防止（3 次予防）の各段階において、所属長・職場、産業保健スタッフ、人事担当課が連携・協力しながら総合的な対策をより一層推進していくことが重要である。

また、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等は、重大な人権侵害であり、職場環境を悪化させ、組織の士気の低下を引き起こすにとどまらず、公務能率の低下、ひいては、市民サービスの低下といった影響にまで及ぶことが懸念される。

ハラスメントの未然の防止と発生時の対応などについての所属長向けの研修の実施、「ハラスメントに対する手引書」の活用などにより、管理職員を中心にハラスメントを許さない職場づくりを継続的に進めていくとともに、リーフレットやポスターの配布など相談窓口の周知やハラスメントを許さないという意識の徹底を、引き続き図っていくことが必要であ

る。

職員間の良好なコミュニケーションは、メンタルヘルスの不調やハラスメントの防止、早期発見・早期対応につながるため、その重要性を職員一人ひとりが十分に認識し、各職場においては、職員間で相互に関心を払い、明るく風通しの良い職場環境づくりに取り組んでいくことが必要である。

⑥ 高齢期の雇用問題

昨年 3 月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」においては、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとされており、また、本年 4 月に公布された国家公務員法等の一部を改正する法律の附則において、政府は平成 28 年度までに定年の段階的な引上げや再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとされている。

平成 26 年度から公的年金が全く支給されない定年退職者が生じることから、本市においても、雇用と年金の確実な接続を図るために、4 月から再任用制度の運用が見直された。また、平成 28 年度には年金支給開始年齢が 62 歳に引き上げられることから、再任用希望者の増加が見込まれている。

任命権者においては、再任用職員に係る職務状況を把握するための調査を実施したところであるが、雇用と年金の確実な接続を図るとともに、定年退職者の能力や経験、技術を有効に活用し、複雑・高度化、多様化する行政ニーズに的確に対応することができるよう、実情に応じ、再任用制度を適切に運用していく必要がある。

⑦ 多様な雇用形態の職員

本市においては、社会情勢の変化と複雑・高度化、多様化し、増加する市民ニーズに、限られた経営資源のもとで迅速かつ持続的に対応するため、常勤の一般職の職員とともに、非常勤職員などの多様な雇用形態の職員が、様々な職場でそれぞれの職務を担っており、市政運営の担い手として重要な役割を果たしている。

全ての職員が、職務に対する高い意欲とやりがいを持ちながら安心して職務に励むことにより、効率的で、質の高い行政サービスを持続的に提供していくことができるよう、引き続き、関係法令等を踏まえ、それぞれの

職務の内容と責任に応じた適切な処遇の確保と職場環境の整備に努めていくことが望まれる。

8 おわりに

本年の職員の給与等に関する報告は以上のとおりである。

既に述べたとおり、人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的とするものである。質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、職員が高い士気を保ちつつ、安心して職務に励むことができるよう、市民の理解を得て、適正な勤務条件を確保していくことの重要性を、本委員会は繰り返し述べてきた。このためには、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることが、長期的な視点において、職員の理解と納得とともに、広く市民の理解が得られる方法であると考える。

本市においては、女性職員の多様な職域や職務への登用とキャリア形成に配慮した配置などを積極的に進めているところであるが、男女を問わず様々な職員が、その意欲と能力を最大限に発揮することにより、複雑・高度化、多様化する市民ニーズに適時・適切に応えていかなければならない。また、全ての職員が公務に対するやりがいと誇りを持ちながら真摯に職務に励むことによりその能力を十分に発揮するとともに、強い使命感と高い倫理観を持って、市民の信頼と期待に応えていくことを強く希望するものである。

本委員会としては、今後とも、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与を的確に反映させた勧告を行うとともに、市民に対する説明責任を果たしていくことで、公正かつ中立な第三者機関としての立場を堅持していくものである。

議会及び市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 に述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置をとられるよう勧告する。

1 給料表及び諸手当の改定

(1) 給料表

別紙第 1 報告のむすびで述べた事項を踏まえ、本市職員の給与と民間給与の較差を解消するため、給料表を改定すること。

(2) 初任給調整手当

別紙第 1 報告のむすびで述べた事項を踏まえ、初任給調整手当を改定すること。

(3) 勤勉手当

勤勉手当の支給月数については、別紙第 1 報告のむすびで述べたとおり改定すること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1の(3)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

参 考 资 料

目 次

参考資料

1 職員給与関係	1
第 1 表 給料表別平均給与月額等	4
第 2 表 給料表別、級別、号給別職員数	6
第 3 表 給料表別、級別、年齢別職員数	18
第 4 表 扶養手当の支給状況	25
第 5 表 住居手当の支給状況	26
第 6 表 通勤手当の支給状況	27
第 7 表 管理職手当の支給状況	28
第 8 表 給料表別、級別再任用職員数	29
2 民間給与関係	31
第 9 表 産業別、企業規模別調査事業所数	33
第 10 表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	34
第 11 表 民間における初任給の改定状況	43
第 12 表 職種別、学歴別初任給	43
第 13 表 民間における給与改定の状況	43
第 14 表 民間における定期昇給の実施状況	44
第 15 表 民間における定期昇給制度の状況	44
第 16 表 民間における家族手当の支給状況	44
第 17 表 民間における交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況	45
第 18 表 交通用具使用者に係る通勤手当の状況	45
第 19 表 民間における単身赴任手当の支給状況	45
第 20 表 民間における単身赴任者に対する賃金以外の措置としての帰宅費用の支給状況	46
第 21 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	46
第 22 表 民間における特別給の支給状況	46
第 23 表 民間における公的年金が支給されない再雇用者の単身赴任手当の取扱い	47

第 24 表	公民給与比較における役職段階の対応関係	47
第 25 表	民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	48
3	生計費関係	49
第 26 表	費目別、世帯人員別標準生計費(平成 26 年 4 月)	50
4	労働経済関係	51
第 27 表	労働経済指標	52

1 職員給与関係

1 職員給与関係

平成 26 年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、本市職員の給与の実態を把握し、給与に関する基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査期日

平成 26 年 4 月 1 日

(3) 調査の対象

本市に勤務する一般職の職員を対象とした。ただし、次に掲げる職員は調査から除外した。

- ①技能労務職員
- ②企業職員
- ③臨時的任用職員
- ④調査期日現在休職中の職員
- ⑤調査期日現在休業中の職員
- ⑥調査期日現在短時間勤務職員（再任用職員以外の者に限る。）
- ⑦調査期日現在在籍専従の許可を受けている職員
- ⑧調査期日現在派遣されている職員

(4) 分類

集計に当たっては、上記対象職員を給料表の種類により分類した。その分類は別表のとおりである。

(5) 調査事項

給料表適用職員数、給与額、年齢、経験年数、学歴等について調査した。

(6) 集計

この調査の集計に当たっては、総務局人事課及び給与課の協力を得た。

別 表

給 料 表	適 用 職 員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
教育職給料表（１）	岡山市立高等学校に勤務する校長、教諭、実習教諭、助教諭、講師及び実習助手等
教育職給料表（２）	幼稚園に勤務する園長、教諭及び助教諭
医療職給料表（１）	保健所等に勤務する医師及び歯科医師
医療職給料表（２）	保健所等に勤務する薬剤師、栄養士及び臨床検査技師等
医療職給料表（３）	保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師
教育職給料表（一） [岡山県]	岡山市立高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭及び講師等で岡山市の教育職給料表（１）の適用を受ける者以外の職員

第1表 給料表別平均給与月額等

区分 給料表	区分			平均 給					
	職員数	性別構成比		給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	単身赴任 手当
		男	女						
	人	%	%	円	円	円	円	円	円
行政職給料表	3,969	68.4	31.6	336,995	10,812	10,589	6,973	12,263	81
教育職給料表（1）	2	50.0	50.0	406,000	9,750	12,056	14,300	0	0
教育職給料表（2）	221	1.8	98.2	324,847	2,226	9,808	4,391	11,144	0
医療職給料表（1）	5	60.0	40.0	548,560	11,100	94,236	1,500	68,580	0
医療職給料表（2）	94	19.1	80.9	361,119	4,527	10,816	4,355	7,336	0
医療職給料表（3）	66	0.0	100.0	248,734	727	7,851	11,400	0	0
教育職給料表（一） [岡山県]	34	58.8	41.2	410,107	9,397	12,734	3,603	4,985	0
計	4,391	62.9	37.1	336,412	10,082	10,626	6,824	11,919	73
公民給与比較 対象職員	2,656	75.0	25.0	353,584	11,789	11,217	6,365	15,456	113

- (注) 1 「給料」には、給料表の切替えに伴う経過措置額及び教職調整額を含む。
 2 「その他手当」は、産業教育手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当である。
 3 「平均年齢」及び「平均経験年数」は、10進法により表示している。（第3表について同じ。）
 4 「公民給与比較対象職員」は、行政職給料表適用職員のうち、新規学卒者を除いた事務職員及び技術職員である。
 5 百分率（%）で示しているものについては、小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならない場合がある。（以下第2表までについて同じ。）
 6 再任用職員は含まれていない。（以下第7表まで同じ。）

与 月 額	小計	通勤手当	その他 手当	合計	平均 年齢	平均 経験 年数	学歴別構成比				
							大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	
初任給 調整手当											
円	円	円	円	円	歳	年	%	%	%	%	
0	377,713	7,888	0	385,601	42.6	20.6	64.4	14.5	19.7	1.3	
0	442,106	5,750	15,250	463,106	51.2	26.8	50.0	0.0	50.0	0.0	
0	352,416	8,816	0	361,232	40.4	18.3	69.2	30.8	0.0	0.0	
192,580	916,556	5,294	0	921,850	52.0	27.2	100.0	0.0	0.0	0.0	
0	388,153	7,656	0	395,809	45.8	23.7	37.2	61.7	1.1	0.0	
0	268,712	7,409	0	276,121	31.3	9.0	78.8	21.2	0.0	0.0	
0	440,826	4,541	8,712	454,079	47.3	23.9	100.0	0.0	0.0	0.0	
219	376,155	7,893	75	384,123	42.4	20.5	64.6	16.3	17.9	1.2	
0	398,524	7,733	0	406,257	44.8	22.6	71.6	6.1	20.3	2.0	

第2表 給料表別、級別、号給別職員数

その1 行政職給料表

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8
		人	人	人	人	人	人	人	人
1				1					
2									
3									1
4							1		
5									
6									
7									
8									
9		2							
10									
11					2				
12		2						1	
13		1							
14									1
15			1						1
16		1							
17		2	1	1					1
18			5						3
19			3	3	4	1			4
20		6	7	1					4
21		6	8	3					1
22			4	1					2
23			1	3					
24		7	6						1
25			2						1
26		2	8	2					
27			2	25	6				1
28		3	45	4	1		1		1
29		55	15					2	1
30		7	6	4				1	
31		2	9	32	9			2	1
32		58	56	2	1		2	3	
33		14	9	1			2	6	2
34		3	5	9			5	7	1
35		1	72	46	8	2	7	4	1
36		38	19	7	2		5	9	
37		17	7	2			8	6	
38		45	47	8			8	4	
39			9	59	12		8	2	
40		38	8	5	4		15	4	
41		5	10	6		1	15	9	1
42		55	11	4	2	5	13	3	
43		1	43	47	20	6	12	3	
44		30	15	12	2	4	11	4	
45		6	11	3		3	13	5	
46		48	9	3	5	5	7	2	
47		10	45	16	25	9	10	4	
48		10	12	2	2	18	11	1	
49		7	6	2	3	5	5	8	
50		30	9	29	3	14	7		
51		1	29	26	29	9	12		
52		3	12	8	5	10	6		
53		20	8	12	1	6	5		
54		26	9	31	4	9	3		
55		15	39	36	20	14	6		
56		30	13	16	6	14	2		
57		13	13	25	7	5	6		
58		48	9	10	5	13	5		
59		12	27	35	23	10	4		
60		17	15	12	6	9	5		
61		5	1	12	2	11	2		
62		6	3	10	4	9	2		
63		1	3	39	26	21	2		
64		9	3	12	3	6	1		
65		20	4	9	1	12	7		
66		3	17	6	5	7			
67			7	15	11	23			
68		17	5	12	1	6			

号給	級							
	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
69	3	6	8	6	18			
70	1	12	5	7	6			
71	1		26	4	16			
72	8	2	7	11	6			
73	2	7	7	5	9			
74		10	6	6	2			
75	4	6	8	12	16			
76	4	6	6	13	2			
77		12	4	4	15			
78	2	4	7	11	4			
79		8	9	12	14			
80	1	9	8	4	2			
81	2	3	11	7	9			
82	1	6	12	7	7			
83			9	7	3			
84		4	9	1				
85	1		7	5	7			
86			17	4	1			
87			7	7	5			
88			2	3	1			
89			6	6	3			
90			4	2	1			
91		1	6	5	1			
92			3	2				
93			7	2	1			
94		2	3	1				
95			8	8				
96			16	2				
97			5	5				
98			6	4				
99			6	3				
100		2	3	2				
101		2	3	2				
102			5					
103		2	4	4				
104		3	2					
105	3	1	2	4				
106		1	3					
107		2	1					
108		3						
109			12					
110		6						
111		2						
112		6						
113		1						
114		4						
115		33						
116		2						
117		25						
118		3						
119		10						
120								
121		3						
122								
123		3						
124								
125		5						
126		1						
127		1						
128								
129		40						
計	791	1,002	949	458	416	234	90	29
構成比	19.9%	25.2%	23.9%	11.5%	10.5%	5.9%	2.3%	0.7%

適用職員数	3,969人
-------	--------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す。(以下本表について同じ。)

その2 教育職給料表（1）

級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

級 号給	1	2	3	4
77	人	人	人	人
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106		1		
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114		1		
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
計	0	2	0	0
構成比	—	100.0%	—	—

適用職員数	2人
-------	----

その3 教育職給料表(2)

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12		1		
13		6		
14				
15				
16		5		
17		5		
18				
19				
20		3		
21		4		
22		6		
23				
24		3		
25		1		
26		6		
27				
28				
29				
30		7		
31				
32				
33				
34		5		
35				
36		3		
37				
38		6		
39		1		
40				
41				
42		2		
43		2		
44		1		
45		1		
46		2		
47		1		
48				
49				
50		1		
51		2		
52		1		
53		1		
54				
55		4		
56				
57				
58				
59		4		
60				
61			1	
62		1	2	
63		3		
64			1	
65		2	2	
66				
67		6		
68			1	
69		2		
70		1		
71		6		
72		1	2	
73				
74		1	1	
75		2	1	
76				

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
77			1	
78			4	
79			1	
80		1	4	
81			4	
82		1	1	
83		6	2	
84				
85		1	4	
86		1	2	
87		2	3	
88		2		
89		1	3	
90		1		
91		3	1	
92		1	2	
93			4	
94				
95		4		
96		1		
97				
98				
99		4		
100		1		
101				
102				
103				
104		2		
105		2		
106		1		
107		1		
108		2		
109		1		
110		3		
111		1		
112				
113		1		
114		1		
115				
116		1		
117				
118		2		
119				
120				
121				
122		1		
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129		1		
130				
131				
132				
133				
134		1		
135		1		
136		2		
137		2		
138				
139				
140		1		
141		1		
142		1		
143		1		
144		1		
145		1		
146		1		
147				
148				
149		2		
計	0	174	47	0
構成比	-	78.7%	21.3%	-

適用職員数	221人
-------	------

その4 医療職給料表（1）

級 号給	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35				1	
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48				1	
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63			1		
64					

級 号給	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
65				2	
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	0	0	1	4	0
構成比	—	—	20.0%	80.0%	—

適用職員数	5人
-------	----

その5 医療職給料表（2）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9					1			
10			1					
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								1
22								
23								
24				2				
25				1				
26				1				
27		1						
28		1	1					
29				2				1
30								
31								
32								
33					1		2	
34								
35								
36								
37					2			
38				1		1		
39								
40								
41				1		1		
42					1		1	
43	1				1	2		
44								
45				2				
46				1	1			
47					2			
48				1				
49				4	1			
50								
51					1			
52				2				
53				5				
54				2	1			
55				1	2			
56				1	1			
57				3	1			
58								
59					1			
60								
61						1		
62								
63					1	2		
64						2		

給号	1	2	3	4	5	6	7	8
65				1	2	18		
66								
67					1			
68								
69					1			
70								
71								
72								
73								
74					1			
75								
76								
77								
78								
79					1			
80								
81								
82								
83					1			
84					1			
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	1	2	2	31	26	27	3	2
構成比	1.1%	2.1%	2.1%	33.0%	27.7%	28.7%	3.2%	2.1%

適用職員数	94人
-------	-----

その6 医療職給料表（3）

給 号	1	2	3	4	5	6	7
級	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6			1				
7							
8		2					
9							
10			1				
11			1				
12				1			
13			1				
14				2			
15			2				
16		6	1				
17							
18							
19			1				
20		3					
21	8			2			
22		3					
23							
24		1	1	2			
25							
26							
27							
28		2		1			
29					1		
30				1			
31				1			
32		2	1	2			
33							
34				1			
35				1			
36			2				
37							
38	1						
39							
40		1		2			
41							
42	1						
43							
44				1			
45							
46							
47							
48							
49	1				1		
50							
51							
52							
53	1						
54							
55							
56							
57	1						
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
65		人	人	人	人	人	人	人
66								
67								
68								
69								
70								
71								
72								
73								
74								
75								
76								
77								
78								
79								
80								
81						1		
82								
83								
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93						1		
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								

給 号	1	2	3	4	5	6	7
129	人	人	人	人	人	人	人
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計	13	20	12	17	4	0	0
構成比	19.7%	30.3%	18.2%	25.8%	6.1%	—	—

適用職員数	66人
-------	-----

その7 教育職給料表（一） [岡山県]

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23		1			
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30		1			
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					1
38					
39					
40					
41					
42		1			
43					
44					
45					
46					
47		1			
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58				1	
59					
60					
61				1	
62		1			
63					
64					

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
65					
66					
67		2			
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77		1			
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85		1			
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97		2			
98					
99					
100					
101		2			
102					
103					
104		1			
105		1			
106					
107		2			
108					
109					
110					
111		1			
112					
113		1			
114					
115					
116		4			
117					
118		1			
119		1			
120					
121					
122		1			
123					
124					
125		1			
126					
127					
128					

級 号給	1	2	特2	3	4
129	人	人	人	人	人
130					
131		2			
132					
133					
134					
135		2			
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	0	31	0	2	1
構成比	—	91.2%	—	5.9%	2.9%

適用職員数	34人
-------	-----

第3表 給料表別、級別、年齢別職員数

その1 行政職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8
18歳	2							
19歳	3							
20歳	5							
21歳	11							
22歳	56							
23歳	74							
24歳	91							
25歳	88							
26歳	101							
27歳	56							
28歳	75	4						
29歳	62	7						
30歳	62	8						
31歳	31	29						
32歳	28	46	2					
33歳	19	51	3	5				
34歳	5	65	3					
35歳	8	53	13	3				
36歳	4	73	15	1				
37歳	4	53	29	4			1	
38歳	2	58	36	8				
39歳		93	53	7				
40歳		83	79	6		1		
41歳	1	48	91	13	1			
42歳		42	75	29	1			
43歳		28	66	31	2		1	
44歳		24	60	29	10			
45歳		14	70	20	14			1
46歳		13	49	40	13	2		
47歳		22	36	28	27		1	
48歳		12	30	28	36	3		1
49歳		17	33	32	50	7		
50歳		13	30	24	37	18		1
51歳		8	23	19	28	19	1	
52歳		6	23	21	28	28	1	
53歳		4	18	20	28	23	8	1
54歳	1	15	23	25	21	24	4	
55歳		34	15	20	31	28	12	1
56歳		26	25	14	26	20	13	3
57歳		17	18	17	25	26	15	8
58歳		17	18	7	26	18	21	7
59歳		16	13	7	12	17	12	6
60歳以上	2	3						
計	791	1,002	949	458	416	234	90	29
平均年齢	27.2	41.3	45.3	48.4	52.0	54.5	56.4	56.9

その2 教育職給料表(1)

級 年齢	1	2	3	4
18歳				
19歳				
20歳				
21歳				
22歳				
23歳				
24歳				
25歳				
26歳				
27歳				
28歳				
29歳				
30歳				
31歳				
32歳				
33歳				
34歳				
35歳				
36歳				
37歳				
38歳				
39歳				
40歳				
41歳				
42歳				
43歳				
44歳				
45歳				
46歳				
47歳				
48歳		1		
49歳				
50歳				
51歳				
52歳				
53歳		1		
54歳				
55歳				
56歳				
57歳				
58歳				
59歳				
60歳以上				
計	0	2	0	0
平均年齢	歳 —	歳 51.2	歳 —	歳 —

その3 教育職給料表(2)

級 年齢	1	2	3	4
18歳				
19歳				
20歳				
21歳				
22歳		6		
23歳		8		
24歳		14		
25歳		10		
26歳		6		
27歳		5		
28歳		8		
29歳		6		
30歳		5		
31歳		2		
32歳		4		
33歳		4		
34歳		3		
35歳		4		
36歳		5		
37歳		11		
38歳		4		
39歳		9		
40歳		3		
41歳		4		
42歳		11		
43歳		1		
44歳		6		
45歳		5		
46歳		4		
47歳		3	2	
48歳		4	3	
49歳		2	3	
50歳				
51歳			3	
52歳		1	2	
53歳				
54歳		1	3	
55歳		4	6	
56歳		2	5	
57歳		5	11	
58歳		2	4	
59歳		2	5	
60歳以上				
計	0	174	47	0
平均年齢	— 歳	36.4 歳	55.1 歳	— 歳

その4 医療職給料表(1)

級 年齢	1	2	3	4	5
18歳					
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳					
26歳					
27歳					
28歳					
29歳					
30歳					
31歳					
32歳					
33歳					
34歳					
35歳					
36歳					
37歳					
38歳					
39歳					
40歳					
41歳					
42歳					
43歳					
44歳					
45歳					
46歳			1		
47歳					
48歳					
49歳				1	
50歳					
51歳					
52歳					
53歳				2	
54歳					
55歳					
56歳					
57歳				1	
58歳					
59歳					
60歳以上					
計	0	0	1	4	0
平均年齢	歳 —	歳 —	歳 46.0	歳 53.4	歳 —

その5 医療職給料表(2)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8
18歳	人	人	人	人	人	人	人	人
19歳								
20歳								
21歳								
22歳								
23歳								
24歳								
25歳								
26歳								
27歳		1	1					
28歳	1							
29歳								
30歳								
31歳		1						
32歳				1				
33歳				2				
34歳				1				
35歳			1	1	1			
36歳								
37歳				2				
38歳				5	1			
39歳				6				
40歳				6				
41歳				2	4			
42歳				2	1			
43歳				3	2	1		
44歳					2	1		
45歳					1			
46歳					4	2		
47歳					1			
48歳					1			
49歳					3			
50歳					2			
51歳					1		1	
52歳					2			
53歳							1	
54歳						7	1	
55歳						3		1
56歳						3		
57歳						5		
58歳						3		
59歳						2		1
60歳以上								
計	1	2	2	31	26	27	3	2
平均年齢	歳 28.3	歳 29.3	歳 31.5	歳 39.2	歳 45.7	歳 54.8	歳 53.2	歳 57.3

その6 医療職給料表(3)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7
18歳	人	人	人	人	人	人	人
19歳							
20歳							
21歳							
22歳	6						
23歳	1	2					
24歳		6					
25歳		5					
26歳	1	1	1				
27歳	1						
28歳		2	2				
29歳		1	2				
30歳	1		2				
31歳		1					
32歳	1	1	2	1			
33歳	1	1		1			
34歳	1		2	3			
35歳			1	4			
36歳				2			
37歳							
38歳				3			
39歳				1			
40歳				1			
41歳				1			
42歳							
43歳					1		
44歳							
45歳					1		
46歳							
47歳							
48歳							
49歳							
50歳							
51歳							
52歳					1		
53歳							
54歳							
55歳							
56歳							
57歳							
58歳							
59歳					1		
60歳以上							
計	13	20	12	17	4	0	0
平均年齢	歳 26.3	歳 26.7	歳 31.0	歳 36.5	歳 50.1	歳 —	歳 —

その7 教育職給料表（一） [岡山県]

級 年齢	1	2	特2	3	4
18歳					
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳					
26歳		1			
27歳					
28歳		1			
29歳					
30歳					
31歳		1			
32歳		1			
33歳					
34歳					
35歳					
36歳					
37歳		2			
38歳					
39歳		2			
40歳					
41歳		1			
42歳					
43歳		1			
44歳		1			
45歳		1			
46歳		1			
47歳					
48歳		2			
49歳		2			
50歳		3		1	
51歳		4			
52歳					
53歳		1		1	
54歳					
55歳		3			
56歳		1			
57歳					
58歳		1			
59歳		1			1
60歳以上					
計	0	31	0	2	1
平均年齢	歳 —	歳 46.6	歳 —	歳 51.8	歳 59.3

第4表 扶養手当の支給状況

その1 扶養手当の支給区分別職員数

支給されている職員	扶養親族の内訳					支給されていない職員
	配偶者 13,000円	1人目		2人目 以降 6,500円	特定期間 にある子 加算 5,000円	
		配偶者有 の場合 6,500円	配偶者無 の場合 11,000円			
人 2,157	人 1,292	人 1,752	人 81	人 1,190	人 688	人 2,200

- (注) 1 特定期間にある子とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子をいう。
 2 支給されている職員1人当たりの平均手当月額は、20,377円である。
 3 「教育職給料表(一) [岡山県]」の適用を受ける職員は含まない。(以下第7表までについて同じ。)

その2 扶養親族数別職員数

1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	計
人 673	人 672	人 608	人 174	人 27	人 3	人 2,157

- (注) 支給されている職員1人当たりの平均扶養親族数は、2.2人である。

第5表 住居手当の支給状況

区 分	職員数
支給されている職員	3,747 人
借家・借間に居住する職員	960
手当月額 11,900円未満の受給者	5
手当月額 11,900円以上 27,100円未満の受給者	286
手当月額 27,100円の受給者	669
持家等に居住する職員	2,787
手当月額 1,500円の受給者	2,390
手当月額 4,000円の受給者	397
支給されていない職員	610
計	4,357
支給されている職員1人当たり平均手当月額	7,964 円
借家・借間居住者1人当たり平均手当月額	25,697

(注) 制度改正により、平成27年度まで、段階的に引き下げを行う経過措置中である。

第6表 通勤手当の支給状況

区 分	職員数
支給されている職員	4,014 人
交通機関等利用者	290
交通用具（自動車等）使用者（手当月額）	3,477
片道1km以上 2km未満 (3,800円)	2
片道2km以上 6km未満 (5,100円)	1,193
片道6km以上 10km未満 (7,200円)	968
片道10km以上 15km未満 (9,100円)	669
片道15km以上 20km未満 (11,500円)	315
片道20km以上 25km未満 (13,800円)	184
片道25km以上 30km未満 (16,100円)	69
片道30km以上 35km未満 (18,100円)	48
片道35km以上 40km未満 (20,500円)	17
片道40km以上 45km未満 (22,800円)	5
片道45km以上 50km未満 (23,700円)	2
片道50km以上 55km未満 (24,600円)	2
片道55km以上 60km未満 (25,500円)	0
片道60km以上 (26,400円)	3
交通機関等と交通用具の併用者	247
支給されていない職員	343
計	4,357
支給されている職員1人当たり平均手当月額	8,596 円

第7表 管理職手当の支給状況

区分	給料表 行政職 給料表	教育職 給料表 (1)	教育職 給料表 (2)	医療職 給料表 (1)	医療職 給料表 (2)	医療職 給料表 (3)	計
職員数 (人)	3,969	2	221	5	94	66	4,357
受給者数 (人)	769	0	47	5	11	0	832
1種 【理事級】 (130,500円)	1						1
2種 【局長級】 (109,600円)	28						28
3種 【審議監級】 (84,700円)	90			1	2		93
4種 【課長級】 (68,600円)	234	0		3	3	0	240
5種 【課長補佐級】 (52,400円)	416	0	47	1	6	0	470
受給者割合 (%)	19.4	-	21.3	100.0	11.7	-	19.1
受給者1人当たり の平均手当月額 (円)	63,294	-	52,400	68,580	62,691	-	62,702

第8表 給料表別、級別再任用職員数

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級									
	計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8
行政職給料表	人 3	人	人	人	人	人	人 1	人 2	人	人
教育職給料表（一） 〔岡山県〕	1		1							
計	4									
60歳	2									
61歳	1									
62歳										
63歳	1									
64歳										

(注) 再任用職員の適用がない給料表については掲載していない。(次表について同じ。)

その2 短時間勤務職員

給料表	級									
	計	1	2	3	4	5	6	7	8	
行政職給料表	人 175	人 112	人 17	人 14	人 12	人 10	人 10	人	人	人
教育職給料表（2）	2		2							
計	177									
60歳	65									
61歳	27									
62歳	36									
63歳	27									
64歳	22									

2 民間給与関係

2 民間給与関係

平成 26 年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、平成 26 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、人事院、岡山県人事委員会等

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内の民間事業所 351 事業所

② 調査対象職種

76 職種（事務・技術関係職種 22 職種、その他の職種 54 職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

上記(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により 8 層に層化し、これらの層から 132 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は第 9 表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

③ 調査実人員

初任給関係 213 人（事務・技術関係職種の調査実人員 209 人）、初任給関係以外の調査職種 4,162 人（事務・技術関係職種の調査実人員 3,663 人）である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は 17,086 人であり、うち事務・技術関係職種は 13,267 人である。

(5) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第9表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産業	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	121	49	44	28
農業，林業，漁業	0	0	0	0
鉱業，採石業，砂利採取業、 建設業	10	4	5	1
製造業	35	11	12	12
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業，郵便業	30	13	11	6
卸売業，小売業	19	5	9	5
金融業，保険業、 不動産業，物品賃貸業	9	8	0	1
教育，学習支援業、 医療，福祉，サービス業	18	8	7	3

(注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が11所あった。

2 調査対象事業所132所に占める調査完了事業所121所の割合(調査完了率)は、91.7%。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」(郵便局に分類されるものを除く。)及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

(1) 規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	平成26年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事務・技術・関係職種	支店長	11	51.8	908,062	0	908,062	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	10	51.7	936,230	0	936,230	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	4	55.4	719,388	0	719,388	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	52.5	922,640	0	922,640	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	139	51.9	643,232	862	642,370	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	122	52.2	644,745	610	644,135	
短大卒	2	47.0	488,110	7,500	480,610		
高校卒	15	49.5	650,118	2,099	648,019		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	59	50.9	583,592	5,182	578,410	同上	
大学卒	36	51.2	596,198	6,336	589,862		
短大卒	7	47.5	613,817	0	613,817		
高校卒	16	51.7	540,347	4,860	535,487		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	47	51.6	611,656	23,870	587,786	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大学卒	39	51.7	622,391	23,217	599,174		
短大卒	2	49.6	537,290	0	537,290		
高校卒	6	52.0	564,086	35,036	529,050		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	16	49.4	520,153	0	520,153	同上	
大学卒	9	50.4	542,739	0	542,739		
短大卒	2	48.8	526,614	0	526,614		
高校卒	5	47.8	475,975	0	475,975		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	312	46.8	543,784	8,447	535,337	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	237	46.0	552,602	9,774	542,828		
短大卒	19	48.5	445,337	2,905	442,432		
高校卒	55	49.9	539,028	3,968	535,060		
中学卒	1	*	*	*	*		
技術課長	120	48.5	498,251	6,793	491,458	同上	
大学卒	62	47.7	497,409	3,144	494,265		
短大卒	11	49.6	497,589	0	497,589		
高校卒	44	49.5	503,195	14,625	488,570		
中学卒	3	49.2	437,903	0	437,903		

(注) 1 調査実人員が1人の場合は、「*」としている。(以下本表について同じ。)

2 「平均年齢」は、10進法により表示している。(以下本表について同じ。)

3 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表について同じ。)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成26年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給する		(A) - (B)	
				給与 (A)	うち 時間外手当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	104	46.0	513,902	57,335	456,567	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大学卒	88	45.1	511,137	58,003	453,134	
	短大卒	6	48.2	425,534	15,433	410,101	
	高校卒	10	53.5	594,756	77,053	517,703	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	50	46.2	432,403	45,017	387,386	同 上
	大学卒	22	44.1	426,779	41,742	385,037	
	短大卒	5	43.2	428,189	12,078	416,111	
	高校卒	23	49.3	439,961	56,967	382,994	
	事務係長	290	44.9	489,857	65,661	424,196	係の長及び係長級専門職
	大学卒	181	43.5	500,082	70,341	429,741	
	短大卒	18	44.6	382,987	40,436	342,551	
高校卒	88	49.7	482,409	56,257	426,152		
中学卒	3	50.0	323,280	28,682	294,598		
技術係長	127	43.7	460,179	86,200	373,979	同 上	
大学卒	51	41.0	418,484	77,140	341,344		
短大卒	12	43.7	456,050	89,059	366,991		
高校卒	64	45.8	492,638	92,560	400,078		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	279	39.1	374,735	49,185	325,550	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	
大学卒	173	36.6	376,825	49,918	326,907		
短大卒	43	42.3	354,261	39,420	314,841		
高校卒	63	45.9	383,219	54,198	329,021		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	190	42.2	406,740	79,321	327,419	同 上	
大学卒	74	41.0	408,989	84,018	324,971		
短大卒	22	42.3	369,821	61,415	308,406		
高校卒	94	43.3	413,949	79,801	334,148		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	1,390	36.6	294,898	33,063	261,835		
大学卒	828	33.9	304,106	37,683	266,423		
短大卒	175	39.2	268,931	27,343	241,588		
高校卒	384	41.4	286,390	25,253	261,137		
中学卒	3	27.5	254,813	51,572	203,241		
技術係員	525	34.7	356,405	76,685	279,720		
大学卒	250	33.4	376,936	92,838	284,098		
短大卒	89	33.6	301,582	50,206	251,376		
高校卒	185	36.9	358,514	69,406	289,108		
中学卒	1	*	*	*	*		

(注) 4 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう。(以下本表について同じ。)

5 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう。(以下本表について同じ。)

(2) 規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成26年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	10	51.9	913,608	0	913,608	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	9	51.8	945,077	0	945,077	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	中学校卒	-	-	-	-	-	-
	工場長	3	54.2	814,013	0	814,013	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	52.5	922,640	0	922,640	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	中学校卒	-	-	-	-	-	-
	事務部長	70	52.0	671,202	934	670,268	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	63	52.1	660,467	1,036	659,431	
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	7	50.7	769,612	0	769,612		
中学校卒	-	-	-	-	-	-	
技術部長	18	50.5	694,237	3,464	690,773	同上	
大学卒	10	50.1	735,065	810	734,255		
短大卒	2	44.8	616,202	0	616,202		
高校卒	6	53.7	647,781	9,912	637,869		
中学校卒	-	-	-	-	-	-	
事務部次長	22	50.5	616,089	0	616,089	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大学卒	19	50.7	619,741	0	619,741		
短大卒	2	49.6	537,290	0	537,290		
高校卒	1	*	*	*	*		
中学校卒	-	-	-	-	-	-	
技術部次長	4	52.7	654,834	0	654,834	同上	
大学卒	2	51.4	697,742	0	697,742		
短大卒	1	*	*	*	*		
高校卒	1	*	*	*	*		
中学校卒	-	-	-	-	-	-	
事務課長	162	46.7	609,476	4,622	604,854	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	125	45.4	616,055	4,515	611,540		
短大卒	6	51.5	508,788	6,793	501,995		
高校卒	30	51.9	608,229	4,878	603,351		
中学校卒	1	*	*	*	*	-	
技術課長	51	50.8	585,595	7,832	577,763	同上	
大学卒	26	49.8	582,853	4,653	578,200		
短大卒	4	51.0	582,459	0	582,459		
高校卒	19	51.6	602,479	15,874	586,605		
中学校卒	2	57.5	451,785	0	451,785	-	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成26年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給する		(A) - (B)	
				給与 (A)	うち 時間外手当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	45	43.6	541,103	48,940	492,163	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	大学卒	35	41.2	529,195	42,646	486,549	
	短大卒	2	45.0	415,586	0	415,586	
	高校卒	8	53.4	623,789	88,346	535,443	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	18	50.9	467,770	75,409	392,361	同 上
	大学卒	2	52.2	511,769	38,601	473,168	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	15	50.4	463,177	84,118	379,059	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	162	44.9	525,923	76,334	449,589	係の長及び係長級専門職
	大学卒	108	43.4	529,034	78,244	450,790	
短大卒	9	48.9	392,461	34,465	357,996		
高校卒	44	50.9	543,637	77,603	466,034		
中学卒	1	*	*	*	*		
技術係長	39	48.4	612,370	127,292	485,078	同 上	
大学卒	10	44.9	506,033	93,509	412,524		
短大卒	3	51.4	701,365	163,726	537,639		
高校卒	26	49.1	636,111	133,920	502,191		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	158	39.1	411,435	58,278	353,157	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	
大学卒	102	36.5	406,243	57,784	348,459		
短大卒	21	43.7	399,585	45,107	354,478		
高校卒	35	46.9	443,736	70,771	372,965		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	96	43.4	481,899	119,362	362,537	同 上	
大学卒	29	41.6	518,996	149,210	369,786		
短大卒	5	44.2	559,502	199,761	359,741		
高校卒	62	44.2	457,002	97,782	359,220		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	754	36.7	314,980	39,074	275,906		
大学卒	475	33.7	317,913	43,807	274,106		
短大卒	81	40.8	300,965	32,677	268,288		
高校卒	196	41.8	314,505	30,893	283,612		
中学卒	2	23.5	249,708	47,849	201,859		
技術係員	229	36.4	432,626	108,293	324,333		
大学卒	108	35.6	454,072	126,774	327,298		
短大卒	28	34.3	377,029	72,747	304,282		
高校卒	92	37.7	420,916	94,658	326,258		
中学卒	1	*	*	*	*		

(3) 規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成26年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	62	51.6	616,202	863	615,339	2課以上又は構成員20人以上の部 の長 職能資格等が上記部の長と同等と 認められる部の長及び部長級専門 職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	52	52.2	633,539	108	633,431	
短 大 卒	2	47.0	488,110	7,500	480,610		
高 校 卒	8	48.4	535,849	4,106	531,743		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 長	30	50.5	554,000	2,524	551,476	同 上	
大 学 卒	18	51.4	561,249	3,415	557,834		
短 大 卒	5	48.5	612,910	0	612,910		
高 校 卒	7	49.8	496,516	2,013	494,503		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	22	52.6	613,702	53,700	560,002	前記部長に事故等のあるときの職 務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等 と認められる部の次長及び部次長 級専門職 中間職(部長-課長間)	
大 学 卒	17	52.6	636,719	56,719	580,000		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	5	52.8	537,824	43,749	494,075		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	9	49.5	491,241	0	491,241	同 上	
大 学 卒	7	50.1	500,633	0	500,633		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	2	47.7	461,694	0	461,694		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	128	47.1	459,204	15,653	443,551	2係以上又は構成員10人以上の課 の長 職能資格等が上記課の長と同等と 認められる課の長及び課長級専門 職	
大 学 卒	92	47.1	466,672	20,764	445,908		
短 大 卒	12	47.3	408,128	123	408,005		
高 校 卒	24	47.2	454,313	2,947	451,366		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 課 長	56	46.9	443,255	2,278	440,977	同 上	
大 学 卒	35	46.4	439,600	1,075	438,525		
短 大 卒	5	49.9	443,502	0	443,502		
高 校 卒	15	47.6	453,160	5,905	447,255		
中 学 卒	1	*	*	*	*		

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成26年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支給する		(A) - (B)		
				給 与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	49	48.0	506,839	70,232	436,607	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	
	大学卒	43	47.6	513,910	75,565	438,345		
	短大卒	4	49.7	430,078	22,484	407,594		
	高校卒	2	53.9	487,466	35,321	452,145		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	27	43.9	416,247	27,403	388,844		同 上
	大学卒	17	43.3	419,828	39,772	380,056		
	短大卒	4	41.3	429,888	6,507	423,381		
	高校卒	6	47.2	398,226	7,331	390,895		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	101	45.6	409,977	41,311	368,666		係の長及び係長級専門職
	大学卒	59	43.9	412,112	45,857	366,255		
	短大卒	7	39.2	387,544	62,877	324,667		
	高校卒	34	49.8	414,666	30,335	384,331		
	中学卒	1	*	*	*	*		
	技術係長	67	41.9	403,275	74,631	328,644		同 上
	大学卒	39	40.3	404,678	77,152	327,526		
	短大卒	7	44.3	397,438	79,732	317,706		
	高校卒	21	44.0	402,645	68,355	334,290		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	71	41.3	321,362	41,818	279,544	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)		
大学卒	39	38.6	327,703	43,055	284,648			
短大卒	14	43.5	307,693	41,640	266,053			
高校卒	18	45.5	318,524	39,284	279,240			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術主任	82	41.7	345,044	45,112	299,932	同 上		
大学卒	41	40.5	352,008	50,127	301,881			
短大卒	16	42.3	317,964	19,948	298,016			
高校卒	25	43.2	349,958	51,996	297,962			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務係員	456	36.6	277,471	28,536	248,935			
大学卒	267	34.6	292,970	31,901	261,069			
短大卒	68	37.9	242,191	24,540	217,651			
高校卒	120	41.2	258,000	21,932	236,068			
中学卒	1	*	*	*	*			
技術係員	261	32.9	289,900	49,712	240,188			
大学卒	133	30.8	298,721	59,775	238,946			
短大卒	53	32.9	275,293	42,216	233,077			
高校卒	75	36.4	289,329	40,705	248,624			
中学卒	-	-	-	-	-			

(4) 規模100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成26年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	-
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	-
	事 務 部 長	7	53.2	564,793	0	564,793	2課以上又は構成員20人以上の部 の長 職能資格等が上記部の長と同等と 認められる部の長及び部長級専門 職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	7	53.2	564,793	0	564,793	
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
技 術 部 長	11	52.3	506,603	15,439	491,164	同 上	
大 学 卒	8	51.9	517,527	19,758	497,769		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	3	53.5	477,474	3,923	473,551		
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 部 次 長	3	53.8	557,340	0	557,340	前記部長に事故等のあるときの職 務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等 と認められる部の次長及び部次長 級専門職 中間職(部長-課長間)	
大 学 卒	3	53.8	557,340	0	557,340		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
技 術 部 次 長	3	44.5	435,484	0	435,484	同 上	
大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	1	*	*	*	*		
高 校 卒	2	46.5	445,376	0	445,376		
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	22	45.8	432,641	393	432,248	2係以上又は構成員10人以上の課 の長 職能資格等が上記課の長と同等と 認められる課の長及び課長級専門 職	
大 学 卒	20	45.5	433,032	0	433,032		
短 大 卒	1	*	*	*	*		
高 校 卒	1	*	*	*	*		
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
技 術 課 長	13	47.7	415,451	23,780	391,671	同 上	
大 学 卒	1	*	*	*	*		
短 大 卒	2	45.5	428,000	0	428,000		
高 校 卒	10	49.0	417,344	26,856	390,488		
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成26年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給する		(A) - (B)	
				給与 (A)	うち 時間外手当 (B)		
人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	10	45.1	414,607	8,496	406,111	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	大学卒	10	45.1	414,607	8,496	406,111	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	5	46.1	428,026	62,624	365,402	同 上
	大学卒	3	43.5	412,335	55,511	356,824	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	50.0	451,562	73,294	378,268	
	事務係長	27	42.4	344,341	25,562	318,779	係の長及び係長級専門職
	大学卒	14	42.6	329,435	25,991	303,444	
	短大卒	2	34.5	301,700	0	301,700	
高校卒	10	42.7	370,962	26,214	344,748		
中学卒	1	*	*	*	*		
技術係長	21	40.5	346,752	42,668	304,084	同 上	
大学卒	2	35.5	292,200	0	292,200		
短大卒	2	29.0	268,000	0	268,000		
高校卒	17	42.4	362,434	52,707	309,727		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	50	36.2	259,434	11,767	247,667	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	
大学卒	32	34.6	265,118	11,957	253,161		
短大卒	8	34.6	252,391	11,333	241,058		
高校卒	10	42.6	246,881	11,507	235,374		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	12	37.4	312,040	38,968	273,072	同 上	
大学卒	4	41.0	288,325	13,897	274,428		
短大卒	1	*	*	*	*		
高校卒	7	36.1	325,336	47,179	278,157		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	180	35.7	234,163	12,462	221,701		
大学卒	86	32.2	246,790	16,094	230,696		
短大卒	26	36.5	214,223	12,697	201,526		
高校卒	68	39.9	225,819	7,780	218,039		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	35	36.3	277,311	37,766	239,545		
大学卒	9	38.4	281,537	26,980	254,557		
短大卒	8	38.1	266,891	41,414	225,477		
高校卒	18	34.5	279,829	41,538	238,291		
中学卒	-	-	-	-	-		

その2 公民給与比較の対象外職種
規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成26年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
技能・ 労務関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務 に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車 運転手	2	50.5	239,028	0	239,028	
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	2	51.0	273,750	0	273,750	
研究 関係 職種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人 以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する 者、上記研究部(課)長及
	研究部(課)長	9	47.3	516,459	0	516,459	
	研究室(係)長	8	43.4	461,896	58,922	402,974	
	主任研究員	9	43.3	452,069	19,579	432,490	
	研究員	41	39.2	377,405	15,152	362,253	
研究補助員	-	-	-	-	-		
医 療 関 係 職 種	病院長	3	63.5	2,672,715	59,667	2,613,048	部下に医師又は歯科医師5人 以上 上記病院長に事故等のある ときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人 以上
	副院長	2	65.5	1,766,114	62,450	1,703,664	
	医科長	20	57.5	1,531,536	102,433	1,429,103	
	医師	22	32.2	787,353	217,545	569,808	
	歯科医師	1	*	*	*	*	
	薬局長	3	55.2	583,347	30,333	553,014	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	29	32.4	312,979	54,148	258,831	
	診療放射線技師	29	32.2	322,724	63,406	259,318	
	臨床検査技師	32	31.7	291,841	51,915	239,926	
	栄養士	25	33.2	240,206	6,652	233,554	
	理学療法士	25	30.4	270,793	24,983	245,810	
	作業療法士	41	31.1	263,647	6,607	257,040	
	総看護師長	3	60.5	676,650	13,217	663,433	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人 以上
看護師長	37	51.6	419,624	25,084	394,540		
看護師	102	39.9	357,672	69,695	287,977		
准看護師	28	58.3	322,110	43,888	278,222		
教育 関係 職種	大学学長・副学長・ 学部長	-	-	-	-	-	
	大学教授	-	-	-	-	-	
	大学准教授	-	-	-	-	-	
	大学講師	-	-	-	-	-	
	大学助教	-	-	-	-	-	
	大学助手	-	-	-	-	-	
	高等学校校長	1	*	*	*	*	
高等学校教頭	2	55.0	571,990	0	571,990		
高等学校教諭	23	43.8	471,648	2,087	469,561		

第11表 民間における初任給の改定状況

(単位 : %)

項目 学歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	43.7	(16.2)	(82.0)	(1.8)	56.3
高校卒	9.5	(20.0)	(80.0)	(0.0)	90.5

(注) 1 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。
 2 百分率(%)で示しているものについては、小数点第2位を四捨五入しているため比率の合計が100%にならない場合がある。(以下第24表まで同じ。)

第12表 職種別、学歴別初任給

(単位 : 円)

職種 \ 学歴	大学卒	短大卒	高校卒
新卒事務員・技術者計	191,787	174,169	161,743
新卒事務員	191,474	174,202	162,408
新卒技術者	193,474	173,922	160,115

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

備考 本市職員の場合、行政職の初任給(地域手当を含む。)は、大学卒183,985円、短大卒160,215円、高校卒148,690円である。

第13表 民間における給与改定の状況

(単位 : %)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係員	34.2	9.1	0.0	56.6
課長級	28.0	11.2	0.0	60.8

(注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第14表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給制度なし
		定期昇給実施				定期昇給中止	
		増額	減額	変化なし			
係員	93.7	90.0	23.9	5.1	61.0	3.8	6.3
課長級	87.6	83.8	21.9	5.9	56.0	3.8	12.4

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第15表 民間における定期昇給制度の状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給制度あり			定期昇給制度なし	
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係員		92.9	37.7	75.2	38.5	7.1
課長級		88.4	31.1	70.4	37.7	11.6

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第16表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位：%)

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する			配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
	配偶者の手当を見直す予定がある	配偶者の手当を見直す予定がない			
78.8	(92.3)	[5.9]	[94.1]	(7.7)	21.2

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

(単位：円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,147
配偶者と子1人	20,062
配偶者と子2人	25,583

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 本市職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第17表 民間における交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況

(単位：%)

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別定額制	一律定額制	その他	
95.5	(6.6)	(82.6)	(1.9)	(8.9)	4.5

(注) 支給形態の()内は、交通用具使用者に手当を支給する事業所を100とした割合である。

第18表 交通用具使用者に係る通勤手当の状況

その1 民間における支給状況

(単位：円)

距離(片道)	距離段階別定額制における支給月額						
	5km	10km	20km	30km	40km	50km	60km
支給月額	4,280	7,093	12,514	17,313	21,569	24,491	26,757

その2 市職員における手当額

(単位：円)

距離区分(片道)	使用距離区分別手当額						
	1km以上 2km未満	2km以上 6km未満	6km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満
手当額	3,800	5,100	7,200	9,100	11,500	13,800	16,100
距離区分(片道)	30km以上 35km未満	35km以上 40km未満	40km以上 45km未満	45km以上 50km未満	50km以上 55km未満	55km以上 60km未満	60km以上
手当額	18,100	20,500	22,800	23,700	24,600	25,500	26,400

第19表 民間における単身赴任手当の支給状況

(単位：%)

支給の有無	事業所割合
支給する	90.9
支給しない	9.1
単身赴任手当の支給方法が一律定額の事業所における平均支給月額	37,428 円

(注) 事業所割合は、転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。

備考 本市職員の場合、単身赴任手当の基礎額の現行支給月額は、23,000円である。

第20表 民間における単身赴任者に対する賃金以外の措置としての帰宅費用の支給状況

(単位：%)

帰宅費用を支給する	年間支給回数						帰宅費用を支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
64.2	(22.4)	(45.0)	(2.8)	(26.8)	(3.1)	14.5回	35.8

- (注) 1 単身赴任手当を支給する事業所を100とした割合である。
 2 年間支給回数は、単身赴任手当及び賃金以外の措置として帰宅費用を支給する事業所の状況であり、()内は当該事業所を100とした割合である。

第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係員	55.3	44.7
課長級	55.1	44.9
部長級(非役員)	54.7	45.3

第22表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A1)	340,178円
	上半期(A2)	342,891円
特別給の支給額	下半期(B1)	686,249円
	上半期(B2)	720,238円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.02月分
	上半期(B2/A2)	2.10月分
	年間	4.12月分

- (注) 「下半期」とは平成25年8月から平成26年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

第23表 民間における公的年金が支給されない再雇用者の単身赴任手当の取扱い

(平成25年職種別民間給与実態調査) (単位 : %)

転居を伴う 異動がある	単身赴任手当を 支給する	単身赴任手当を 支給しない	未定	転居を伴う 異動がない
	33.2	(94.0)	(6.0)	

(注) 1 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有し、かつ、定年前の常勤従業員に単身赴任手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 ()内は、公的年金が支給されない再雇用者に転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。

第24表 公民給与比較における役職段階の対応関係

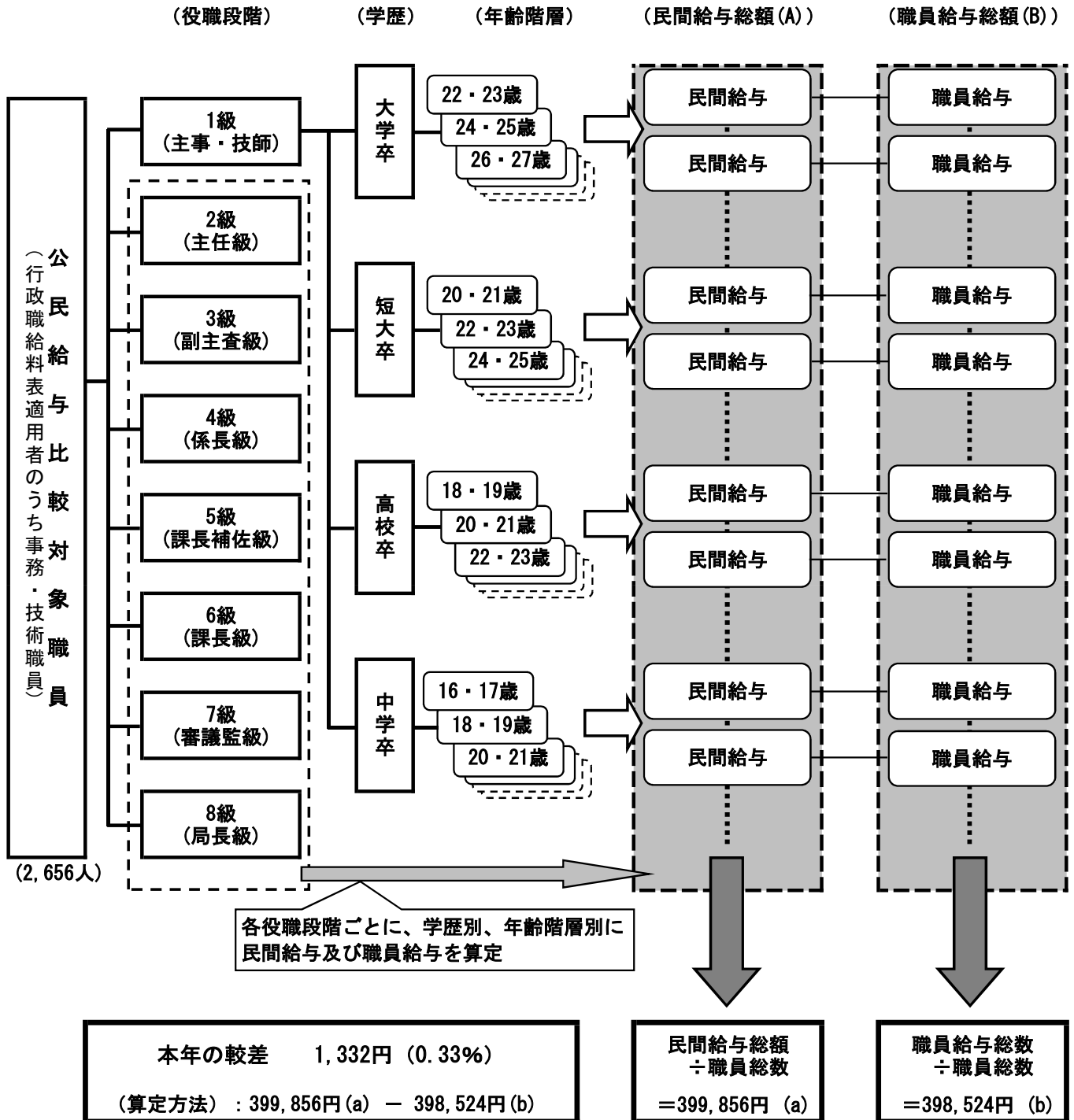
職 員 (行政職給料表)		民 間 従 業 員		
職務の級	主な役職	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上500人未満	企業規模 100人未満
8級	局 長 級	支店長、工場長		
7級	審 議 監 級	部長、部次長		
6級	課 長 級	課 長	部長、部次長	支店長、工場長
5級	課長補佐級	課長代理	課 長	部長、部次長
				課 長
4級	係 長 級	係 長	課長代理	課長代理
3級	副主査級		係 長	係 長
2級	主 任 級	主 任	主任	主任
1級	主事・技師		係 員	係 員

(注) 係制のない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含む。

第25表 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支給されている給与額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出している。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較している。



3 生計費關係

3 生計費関係

平成 26 年 4 月の標準生計費算定方法

市民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、岡山市における標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の 5 つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食 料 費 ・ ・ ・ 食料
- 住居関係費 ・ ・ ・ 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 ・ ・ ・ 被服及び履物
- 雑 費 I ・ ・ ・ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑 費 II ・ ・ ・ その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2 人～5 人世帯については、「家計調査」（総務省）における勤労者世帯の平成 26 年 4 月の費目別平均支出金額（日数を 365/12 日に、世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1 人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第26表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成 26 年 4 月）

（単位：円）

費目	世帯人員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	23,620	32,950	41,110	49,260	57,430
住居関係費	64,670	74,010	64,270	54,540	44,810
被服・履物費	4,840	10,140	10,460	10,780	11,110
雑 費 I	24,090	38,840	52,720	66,600	80,490
雑 費 II	9,480	28,550	31,420	34,300	37,170
計	126,700	184,490	199,980	215,480	231,010

4 勞働經濟關係

4 労働経済関係

第27表 労働経済指標

項目			年 月					
			平成25年	4月	5月	6月	7月	8月
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する給与 [調査産業計]	全国	金額 (円)	292,839	288,359	289,312	288,592	288,464
			前年同月比 (%)	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.4	0.1
		岡山県	金額 (円)	277,386	274,340	277,084	277,115	276,845
			前年同月比 (%)	△ 0.1	1.1	1.1	1.6	2.1
	うち 所定内給与	全国	金額 (円)	267,771	264,421	265,173	264,346	264,309
			前年同月比 (%)	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.3
		岡山県	金額 (円)	253,293	251,103	252,552	252,776	253,535
			総実労働時間数 [調査産業計]	全国 (時間)	154.0	149.3	152.1	154.3
		岡山県 (時間)	162.2	156.0	161.9	163.7	152.8	
		うち所定外 労働時間	全国 (時間)	12.7	12.1	12.1	12.4	12.0
	岡山県 (時間)		14.4	13.8	14.3	13.8	12.4	
消費支出 (総務省家計調査)	全世帯	全国	金額 (円)	304,382	282,366	269,418	286,098	284,646
			前年同月比 (%)	0.8	△ 1.9	△ 0.1	1.0	△ 0.5
	岡山市	金額 (円)	354,493	330,595	263,640	289,602	263,230	
		前年同月比 (%)	28.5	39.2	△ 10.6	△ 6.2	△ 7.9	
勤労者世帯	全国	金額 (円)	340,423	307,926	296,512	310,387	312,622	
		前年同月比 (%)	0.4	1.1	1.2	△ 0.7	0.6	
	岡山市	金額 (円)	440,444	391,308	275,274	312,171	269,012	
		前年同月比 (%)	53.5	69.6	△ 5.3	4.2	△ 9.3	
物価	消費者物価指数 (総務省)	全国	前年同月比 (%)	△ 0.7	△ 0.3	0.2	0.7	0.9
		岡山市	前年同月比 (%)	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.2	0.5	0.7
	国内企業物価指数(日本銀行)	前年同月比 (%)	0.1	0.6	1.2	2.2	2.3	
雇用・生産	常用雇用指数[調査産業計] (厚生労働省毎月勤労統計調査)		前年同月比 (%)	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.1	0.0
	有効求人倍率[季節調整値] (厚生労働省職業安定業務統計)		(倍)	0.88	0.90	0.92	0.94	0.95
	完全失業率[季節調整値] (総務省労働力調査)		(%)	4.1	4.1	3.9	3.9	4.1
	実質国内総生産[GDP] (内閣府)		前期比 (%)	0.8			0.4	

- (注) 1 厚生労働省毎月勤労統計調査による数値は、同調査の事業所規模30人以上の数値である。
 2 「きまって支給する給与」及び「所定内給与」は平成22年基準である。
 3 「消費支出」については、農林漁家世帯を含む二人以上の世帯が対象である。
 4 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」は平成22年基準である。

9月	10月	11月	12月	平成26年				
				1月	2月	3月	4月	5月
288,387	290,448	290,415	289,808	287,768	288,502	291,439	294,925	290,762
0.0	0.3	0.3	0.2	0.7	0.2	0.7	0.7	0.8
277,383	279,837	279,295	279,481	276,756	277,061	279,220	280,132	278,111
1.7	3.0	2.1	2.5	2.2	2.3	2.2	1.0	1.4
264,625	265,299	264,774	263,810	262,655	263,233	265,387	268,255	265,663
△ 0.4	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.5	0.2	△ 0.3	0.1	0.2	0.5
252,846	255,052	253,357	253,539	252,589	251,887	251,863	253,793	254,191
147.2	152.8	153.5	148.8	141.6	145.3	147.3	153.5	147.5
157.1	162.7	162.4	157.1	149.0	155.2	156.3	161.2	154.2
12.3	12.8	13.0	13.3	12.5	12.6	13.4	13.4	12.5
14.4	14.7	14.9	15.0	13.9	14.5	15.9	15.0	13.7
280,692	290,676	279,546	334,433	297,070	266,610	345,443	302,141	271,411
5.2	2.3	2.1	2.7	2.8	△ 0.6	9.3	△ 0.7	△ 3.9
276,546	266,478	247,901	292,498	279,122	250,979	305,971	276,493	254,858
△ 7.1	1.0	△ 3.2	1.1	△ 5.7	2.2	△ 12.8	△ 22.0	△ 22.9
315,443	316,555	300,994	358,468	325,804	294,509	384,680	329,976	293,050
5.2	0.4	0.3	△ 0.3	1.5	△ 1.4	9.6	△ 3.1	△ 4.8
288,686	281,715	263,148	319,917	313,483	277,561	353,812	322,136	280,420
△ 15.9	△ 2.7	△ 4.2	1.6	△ 2.3	1.4	△ 8.9	△ 26.9	△ 28.3
1.1	1.1	1.5	1.6	1.4	1.5	1.6	3.4	3.7
0.7	0.8	1.2	1.2	0.9	1.1	1.2	3.0	3.4
2.2	2.5	2.6	2.5	2.4	1.8	1.7	4.2	4.4
0.0	0.1	0.3	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3
0.96	0.98	1.01	1.03	1.04	1.05	1.07	1.08	1.09
4.0	4.0	3.9	3.7	3.7	3.6	3.6	3.6	3.5
	△ 0.1			1.5			△1.8 (速報値)	